

「令和5年度 動画制作及び横浜市中学校給食公式Instagram運用業務委託」特定結果

令和5年度 動画制作及び横浜市中学校給食公式Instagram運用業務委託について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定しました。

- 1 件名 令和5年度 動画制作及び横浜市中学校給食公式Instagram運用業務委託
- 2 委託内容 中学校給食に関するプロモーション動画及び食育動画の作成、横浜市中学校給食公式Instagramの運用
- 3 契約予定者 株式会社TAM
- 4 契約日 令和5年4月1日

5 評価結果

提案者	評価点数	順位
株式会社TAM	378	1
株式会社JR西日本コミュニケーションズ	360	2
株式会社SBSプロモーション	328	3
株式会社TORAT	212	4

6 評価基準・評価委員会開催経過等

委員会開催日及び開催場所	令和5年3月1日(水) 14時45分～17時15分 市庁舎29階 S03会議室
評価委員の出席状況	評価委員5人出席(定足数4/5)
議事内容	評価基準等の確認、提案書の評価、受託候補者の特定
評価基準	別紙のとおり

- 6 問い合わせ先 教育委員会事務局健康教育・食育課 TEL:045-671-4136

**「令和5年度 動画制作及び横浜市中学校給食公式Instagram運用業務委託」
に関するプロポーザルに係る提案書評価基準**

評価項目		評価の着眼点	配点
1. 提案者の概要	(1)提案者概要	・過去に類似の業務実績があり、本業務でもノウハウなどを活かすことができるか	5
	(2)類似業務実績	・動画制作やInstagramを活用したプロモーションにおいて、十分な専門性を要しているか	
2. 業務実施体制		・本市との十分な連絡調整ができる仕組みや体制等が提案され、円滑な業務の実施が期待できるか ・当該委託業務を行う上で、十分な人員体制が確保できているか	5
3. 本業務の役割と効果		・今後の中学校給食の方向性を踏まえた上で、本業務の役割を理解しているか ・提案内容は、十分な効果が期待でき、また実現可能か	10
4. 動画制作	(1)プロモーション動画	・提案の内容は、ターゲットが踏まえられた内容になっているか ・魅力的で高い効果が期待できるか	15
	(2)食育動画	・提案の内容は、ターゲットが踏まえられた内容になっているか ・テーマに沿った内容となっているか ・横浜市中学校給食公式Instagram 配信用動画（30秒～60秒程度）は、横浜市YouTube公式チャンネル配信用動画（180秒程度）に誘導できるような内容となっているか ・魅力的で高い効果が期待できるか	15
5. Instagramの運用	(1)運用イメージ	・業務説明資料にある世界観を表現できる運用計画になっているか ・通常投稿は世界観に沿った魅力的なコンテンツとなっているか ・ストーリーズは世界観に沿い、また、通常投稿とは異なる形で活用しているか ・企画した動画の投稿頻度は十分な回数が確保されており、かつ魅力的な内容となっているか	20
	(2)広告運用	・Instagramの広告の特徴を理解しているか ・設定したターゲットに沿った提案となっており、高い効果が望めるか	15
6. 危機管理		・危機管理方針を定め、日ごろから対策が講じられているか ・トラブル等が発生した際に、速やかに適切な対応がとられているか	10
7. ワーク・ライフ・バランスに関する取組等		・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している	1
		・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定している	1
		・以下のいずれか1つ以上を取得している (1)次世代育成支援対策推進法に基づく認定 (2)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 (3)青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定 (4)よこはまグッドバランス賞の認定の取得	1
		・障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している又は従業員が43.5人未満の場合は障害者を1人以上雇用している	1
		・健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはAAの認証を受けている	1
			100

- 1 「ワーク・ライフ・バランスに関する取組等」を除く各評価項目については、A～Eの5段階評価とする。
 - A 特に優れている
 - B 優れている
 - C 普通
 - D やや不十分である
 - E 不十分である
- 2 「ワーク・ライフ・バランスに関する取組等」を除く各評価項目の評価点について、次のように配点を行う。
配点にA = 5/5、B = 4/5、C = 3/5、D = 2/5、E = 1/5を乗じて算出する。
- 3 「ワーク・ライフ・バランスに関する取組等」については、該当する項目は1点、該当しない項目は0点とする。
- 4 各審査委員の評価点の合計が、満点の6割以上である企画提案を行った者のうち、最高評価点を獲得した提案者1者を受託候補者とする。
なお、提案者が1者の場合は、評価委員会における評価の結果、各審査委員の評価点数の合計が満点の6割以上に達していれば、当該提案者を受託候補者とする。
- 5 評価点について最上位の者が2者以上同点となった場合は、評価委員会にて採択を行い、最上位を決定する。